

住民票等の方書表示について

総務省が定める標準仕様に準拠する住民記録システムへ移行するため、**令和7年8月12日(火)**から、**湯沢町の住民票等に方書(建物名等)が記載されました。**

表記の例

【変更前】湯沢町大字神立1番地-201号

【変更後】湯沢町大字神立1番地-201号 Aマンション

- ・方書が表示される各種証明書には、住民票の写し、印鑑登録証明書等があります。
- ・マイナンバーカード、在留カード、町からお渡ししている各種被保険者証等は、住民票に方書を記載後もそのままご利用いただけます。

※マイナンバーカードへの方書の記載は、電子証明書の更新時等に行います。

問 町民課 ☎ 025 - 784 - 3453

旧湯沢小学校グラウンドの使用申込を再開します

主水公園の工事のため使用できなかった旧湯沢小学校グラウンドが使えるようになりました。ご使用希望の方は右記をご確認のうえお申し込みください。

※体育館はまだ使用できません。使用可能となりましたら別途周知します。

使用料金

施設名	使用料		
	午前 (9時~正午)	午後 (1時~5時)	夜間 (6時~9時)
旧湯沢小学校グラウンド	3,000円	3,000円	1,500円 (1時間あたり)

使用可能期間 9月1日(月)~

申込開始日 8月25日(月)~

申込先 湯沢カルチャーセンター ☎ 025 - 784 - 1511

問 防災管財課 ☎ 025 - 784 - 4851

電気柵設置における安全対策・適正な管理について

野生鳥獣による農作物被害防止用の電気柵は、設置方法を間違えると重大事故につながります。設置する場合は、安全対策と適正な管理をお願いいたします。

- ①見やすい文字で危険表示板を設置してください。
- ②出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用してください。
- ③漏電遮断器、専用の開閉器(スイッチ)を設置してください。
- ④自作の電気柵や、“自己流”の再設置・修繕をせず、必ず専門業者のアドバイスを受けてください。
- ⑤雑草等での漏電を防ぐなど、設置後の適正な管理をお願いします。

問 環境農林課 ☎ 025 - 788 - 0291